

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 環境対策車(エコカー減税対象車、ハイブリッド車、EV車)の販売を通じて、取引先が販売・提供するサービスによる環境負荷の低減に取り組んでいます。
 - ・取引先に点検入庫を促進するサービスを提供し、取引先のお客様にも良好な状態で車をご利用いただくことで、環境に優しい車社会の実現を目指しています。
 - ・VOC(揮発性有機化合物)フリーのコーティング剤を採用し、取引先のお客様にも車をきれいに長くご利用いただくことで、温室効果ガスの削減に寄与しています。
 - ・取引先に作業場所を提供することで、取引先の作業効率化と省エネを支援しています。
- b. 企業として支持される持続的な成長を目指し、取引先企業と共同で社員の健康の維持増進活動に取り組んでいます。
 - ・取引先と一緒に社員およびお客様にAEDを用いた救命講習を開催し、人のいのちを守る活動に取り組んでいます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばに積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

- ・約束手形の利用を廃止し、大企業間取引も含め、現金払いに移行しています。
- ・取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。

2025年4月1日

2026年1月1日更新

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

スバル中四国株式会社 代表取締役 鈴木 泰介